

平成26年2月28日

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記理由欄第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であるA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「遺族厚生年金の支給の認定要件として、生活費・療養費等の経済的な援助が行われていること、定期的に音信訪問が行われていることが条件となります。経済的援助につきましては、家庭裁判所にて故A様から請求人様へ婚姻費用の支払いを認める判決がおりたものの、一度の支払いもないまま故A様が死去されております。音信・訪問につきましては、故A様のDVの為にやむをえず別居され住民票も別にされたこととお察しできますが、定期的な交流があったことが認められません。以上のことから、生計維持関係があったと認められず、遺族厚生年金は不支給と決定します。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのには、遺族厚生年金が支給される。そうして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号、第59条第1項及び厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 認定基準では、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

3 上記認定基準は、当審査会も相当と認めるところ、本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、及び、同人の死亡の当時請求人が亡Aの妻であって、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったこ

とについての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持したものと認めることができるかどうか、ということである。

#### 第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1) 請求人と亡Aは、昭和○年○月○日に婚姻の届出をした。2人の間には、長男B(昭和○年○月○日生。以下「B」という。)、長女C(昭和○年○月○日生)が生まれた。亡Aは、平成○年○月○日、○○市○○町○ー○ー○の自宅(以下「○○町○丁目の住居」という。)で縊死した。

(2) 住民票上の記載によれば、亡Aは、昭和○年○月○日から死亡するまで、○○町の○丁目の住居に定住している。一方、住民票上の記載によれば、請求人は、平成○年○月○日付で、○○町○丁目の住居から、同町○ー○ー○のBの居宅に転出した旨届け出た。

(3) 請求人が提出した生計同一関係に関する申立書によれば、以下の記載が認められる。

ア 同居についての申立(別居していたこと理由)

平成○年○月○日、DVの為緊急避難として娘宅へ(○○市内)、その後住所を知られない為、長男の住所に住民票を移し、現在はアパートで1人逃避生活をしている(緊急避難は警察も了解済)。

イ 経済的援助の有無：なし

家裁にて婚姻費用分担を申立て毎月○万円支払への審判がおりたが未払いが続き生活困窮、強制執行の手續を進めている中、○月○日死亡(自殺)。平成○(家)第○号婚姻費用分担申立により、婚姻費用支払いは認められた。

ウ 定期的な音信・訪問についての申立

音信の手段：家裁にて調停

音信・訪問の内容：相手とは会うことが困難な為、家裁にて調停約2ヶ月に1回程度

(5) 平成○年の請求人の課税所得額は、○円であるが、平成○年○月○日に、Bが亡A名義の預金通帳等を預かり、その同意を得て○万円を引き出して請求人に渡してくれた。請求人は、平成○年○月○日に厚年法附則第8条所定の特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚」という。)の受給権を取得し、各期○万○円の支給を受けていたが、平成○年○月○日に特老厚が失権し、請求人は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が裁定され、亡Aの死亡当時、各期併せて○万○円の支給を受けていた。

(6) 請求人が、亡Aを相手方として、○○家庭裁判所○○支部に申し立てた婚姻費用分担申立事件(平成○年(家)第○号)において、同裁判所は、平成○年○月○日、亡Aに対し、直ちに請求人に○万円を支払うこと及び平成○年○月以降、当事者の離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、請求人に○万円を支払うことを命じ、その理由として、請求人と亡Aは、別居している夫婦であるが、別居の原因が申立人のみの責任によるものであるというべき特段の事情は認められず、分担の始期は、審判に移行した調停が申し立てられた平成○年○月とするのが相当であり、亡Aは、請求人に対し、平成○年○月から○月までの婚姻費用○万円を直ちに支払う義務があり、同年○月から当事者の離婚又は別居状態の解消に至るまで、婚姻費用として毎月○万円を支払う義務があると説示している。

(7) ○○家庭裁判所調査官が、平成○年○月○日付で作成した調査報告票(注：申出人及び権利者は請求人、義務者は亡A)には、以下の記載が認められる。

ア 申出(申出日は平成○年○月○日)までの履行状況

○月○日に、未払分の婚姻費用○万円と、○月以降○万円ずつを支払えという内容の審判が確定したが、全く支払がない。未払分○万円について催告を求める。

イ 申出人の希望事項等

義務者は、この審判が出た後に、離婚を求めて調停を申し立てたようだが、私は離婚したくなかったので、出席したくない。

ウ 調査催告経過

○. ○. ○ : 調査官記録受理

同日 : 義務者に履行催告書送付(○/○履行期限)

同日 : 権利者に連絡書面送付(期限後の入金確認要請)

○. ○. ○ : 義務者から電話

「権利者が無断で自宅から持ち出した現金等があり、それが解決しない限り婚姻費用の支払いには応じない。具体的内容は、権利者のおばが亡くなった際に下ろした現金○万円、冠婚葬祭互助会の満期支払金(月○千円×○か月)、金庫の鍵、タオル○枚である。○月○日に、自分から申し立てた離婚調停が予定されているので、これらの返却について調停で話し合いたい。」

同日 : 権利者に電話(義務者の意向を伝達)

「今回の義務者の説明は、以前に聞いた説明と辻褃が合わない内容である。○月○日の調停で話し合うこととし、解決の見通しがつかなければ強制執行を検討する。履行催告は終了して良い。」

同日 : 義務者に電話

権利者が調停で話し合う意向を示したことにより、履行催告を終了すると伝えた。

- (8) 審理期日において、請求人は、①同居時における亡Aの暴力によって、請求人は、肋骨を折ったり頭にけがをしたり、ビール瓶で殴られて縫合手術を

受けたりしたことがある旨、②亡Aは平成○年○月○日(注:請求人が家を出したのは同月○日)に自殺未遂をし、○○のa病院へ搬送されたが、入院に際し、請求人が保証人となり、入院中、何度も亡Aから請求人に対し、いろいろなものを持って来いと電話があり、請求人一人では会えないため、息子家族と一緒に、ほとんど毎週(○か月の入院中○回くらい)のように見舞いに行った旨、③亡Aの入院中、a病院で、請求人は、亡Aも含めて、病院の医師や地域の行政担当者と一緒に、退院後のことを話し合った旨、陳述した。

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 遺族厚生年金制度は、婚姻法秩序を前提として、婚姻関係にある者の一方が先に死亡した場合に、当該死亡当時、現に、死亡した者によって生活が相当程度支えられていたという事実に着目して、他方のその後の生活を支えようという趣旨に出たものであることは、厚年法第58条第1項及び第59条第1項の規定から明らかである。そうであるから、婚姻関係に何の問題もないものの、配偶者を失った者に相当な収入等があつて死亡した配偶者によってその者の生計が現に支えられていなかった場合だけでなく、婚姻関係に何らかの問題があつて、死亡した者によって現に生計を維持していなかった場合(夫婦相互の生活保持義務に基づく婚姻費用の分担がなされていない場合)であっても、遺族厚生年金は支給されないこととなる。

- (2) しかし、一方配偶者死亡の時点の一点で現にその者の生計が相当程度支えられていないとして生計維持関係を認めないことが著しく合理性を欠く場合(たとえば、死亡時点では、残された配偶者に高額の収入があつたが、それがその者の疾病、定年到達等により、日を置かずして失われることが確実な場合)には、例外的な取扱いがなされ

て然るべきである。また、一方配偶者の死亡時点において、別居のため一体の生計が営まれておらず、また、仕送り等経済上の相互扶助もない場合であっても、それが配偶者の一方又は双方の疾病その他やむを得ない事情によるものであって、夫婦双方に婚姻関係を解消する意思が認められず、前述の、いわば常態から逸脱した状況が婚姻関係を形骸化せしめる程長期間続いているわけではなく、上記やむを得ない事情が解消すれば速やかに夫婦の共同生活が再開されることが期待されるような場合にも、例外的な取扱いが認められて然るべきである。

- (3) 本件の場合、亡Aと請求人の別居は、請求人がその生命・身体に現実の危険を感じるのに十分な、亡Aによる暴力的言動によるものであったと認めことができ、その別居期間は、婚姻期間約○年間のうちの末期約○年○か月間であるが、請求人に、亡Aの暴力的言動に耐えてなお亡Aとの同居を求めることは過酷な要求というべきであり、本件別居はやむをえない事情によるものであったと認められる。請求人は、亡Aの暴力的言動を契機に家を出て子の許に身を寄せた後、夫婦関係調整の調停及び婚姻費用分担の調停の申立てをしたが、婚姻費用分担の調停は不成立となって審判に移行し、亡Aに対し、請求人に○万円及び平成○年○月以降離婚又は別居解消に至るまで、毎月○万円の支払いを命じる審判が確定したが、亡Aは支払に応じなかったため、請求人は、履行催告の申立てをしたり、亡A申立ての離婚調停の場において話し合いに応じた。上記1の(7)ウによれば、請求人は離婚を求めてはいないのであり、審理期日における請求人の陳述によれば、請求人は、亡Aの入院、事故、死亡に至るまで、ことある毎に、その事態の収拾に努力していたことが認められる。

これらのことを総合的にみると、請

求人と亡Aの別居は、亡Aの暴力的言動によるやむを得ざる別居で、亡Aからの婚姻費用の支払いは滞ってはいたが、請求人は上記審判に基づく具体的な金銭債権を有しており、強制的履行の実現も視野に入れて調停の場では話し合いを続けていたのであり、定期的な音信は約○回の調停期日における話し合いという状況ではあるが維持されており、両者間に離婚の合意はなく、請求人は、婚姻関係の修復を求めて努力しているとみることができ、前記第3の2認定基準イの「その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められる」状態とみることが相当である。

- (4) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることができ、これと異なる趣旨の原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。